

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

### 奈良県人事委員会規則第二十九号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十三号。

以下「自己啓発等休業条例」という。）第二条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第六条第二項中「配偶者同行休業をし」の下に、「自己啓発等休業条例第二条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

第十条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該時間には、週休日の振替等（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号。以下「勤務時間規則」という。）第三条第二項に規定する週休日の振替等をいう。以下この条において同じ。）により勤務時間に変更されたため、勤務時間条例第三条第一項又は第五項の規定に基づく勤務時間（休日等（条例第十四条の二に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等をいう。以下この条において同じ。）に勤務を命ぜられ、条例第十六条に規定する休日勤務手当（以下「休日勤務手当」という。）が支給されることとなる時間を除く。）の一週間当たりの時間数が三十八時間四十五分を超えることとなった場合の当該超えることとなった時間数に相当する時間は含まないものとする。

第十条の三第一項第一号中「（条例第十四条の二に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等をいう。）」及び「条例第十六条に規定する」を削り、「の支給を受けた」を「が支給されることとなる」に改め、「（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号。以下「勤務時間規則」という。）

）第三条第二項に規定する週休日の振替等をいう。）」を削り、同号イ中「第五条第一項」を「第四条第三項及び第四項並びに第五条第一項」に、「加えた時間から」を「加えて得た時間から」に、「差し引いた」を「減じて得た」に、「加えた時間数」を「加

えて得た時間数」に改める。

第十八条第一号中「第四条第一項」の下に「及び第四項」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。